

取締役 自社株式保有ガイドライン

第1条（目的）

本ガイドラインは、ミネベアミツミ株式会社（以下、「当社」という。）の取締役が自社株式を保有することにより、株主との持続的な利害共有を深め、株主目線に立った業績向上や株価上昇への意欲、士気を高めることで、一層の企業価値向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本ガイドラインは、当社の取締役に適用する。ただし、社外取締役を除く。

第3条（ガイドライン）

取締役（社外取締役は除く）は、役員に就任した日から 5 年間で、年額基本報酬と同額程度の価値の自社株式を保有するように努めるものとする。ただし、取締役就任以前に保有している自社株式を加算するものとする。

第4条（株式の取得）

1. 取締役は、原則として役員持株会に加入し、月次報酬のうち一定額を拠出して自社株式を取得する。
2. 取締役（社外取締役は除く）は、業績連動型株式報酬制度（株式交付信託）により、業績等への貢献度に応じて自社株式を報酬として受領する。

第5条（株式の保有）

取締役は、中長期的な経営を志向するため、取得した自社株式については、原則として在任中継続して保有するものとする。

第6条（改廃）

本ガイドラインの改廃は人事総務部門担当役員が起案し、取締役会の決議をもって行う。

（改定履歴）

2021年6月1日 制定